

平成 23 年 5 月 17 日

各 位

会 社 名 エムケー精工株式会社
代表者名 代表取締役社長 丸山永樹
(J A S D A Q ・ コード 5 9 0 6)
問合せ先
役職・氏名 常務取締役管理本部長 小林文彦
電話 026-272-0601

定款の一部変更に関するお知らせ

当社は、平成23年5月17日開催の取締役会において、平成23年6月17日開催予定の第55回定時株主総会において、下記のとおり定款の一部変更について付議することを決議いたしましたので、お知らせいたします。

記

1. 変更の理由

- (1) 今後の事業展開に備えるため、定款第2条に新たな事業目的を追加するものであります。
- (2) 経営体制の強化のため、定款第23条において、役付取締役として「取締役会長」および「取締役相談役」を設置できるように改めるものであります。

2. 変更の内容

変更の内容は、別紙のとおりであります。

3. 日 程

定款変更のための株主総会開催日	平成23年6月17日
定款変更の効力発生日	平成23年6月17日

以 上

(別紙)

変更の内容は、以下のとおりであります。

(下線は変更部分)

現 行 定 款	変 更 案
<p>(目的)</p> <p>第2条 当社は、次の事業を営むことを目的とする。</p> <ol style="list-style-type: none">1. <u>住宅用および家庭用機器</u>の製造販売ならびに輸出入2. 自動車用サービス機器および整備機器、計量器、その他の機械器具の製造販売ならびに輸出入3. 石油類その他液体の移送および保管用機器ならびに石油燃焼器具の製造販売4. コンピュータおよび通信に関するソフトウェアの設計、開発業務ならびに情報処理業務の受託5. 情報処理装置に関するソフトウェア、蓄積データ、ハードウェアの売買および賃貸借ならびに輸出入6. 不動産の売買ならびに賃貸借7. 損害保険代理業および自動車損害賠償保障法に基づく保険代理業 (新 設) (新 設) (新 設)8. 前各号に関連する一切の業務	<p>(目的)</p> <p>第2条 当社は、次の事業を営むことを目的とする。</p> <ol style="list-style-type: none">1. <u>住宅用、家庭用および農家用機器</u>の製造販売ならびに輸出入2. 自動車用サービス機器および整備機器、計量器、その他の機械器具の製造販売ならびに輸出入3. 石油類その他液体の移送および保管用機器ならびに石油燃焼器具の製造販売4. コンピュータおよび通信に関するソフトウェアの設計、開発業務ならびに情報処理業務の受託5. 情報処理装置に関するソフトウェア、蓄積データ、ハードウェアの売買および賃貸借ならびに輸出入6. 不動産の売買ならびに賃貸借7. 損害保険代理業および自動車損害賠償保障法に基づく保険代理業8. <u>電気設備、電気通信設備およびこれに</u> <u>附帯する設備の開発、製造、販売、保守</u> <u>ならびに工事の請負</u>9. <u>前1号乃至3号に関連する機器および</u> <u>器具の中古品の買取、回収、再生ならび</u> <u>に販売</u>10. <u>前各号に記載の機器、器具および設備</u> <u>の修理、保守ならびに設置</u>11. 前各号に関連する一切の業務
<p>(代表取締役および役付取締役)</p> <p>第23条 取締役会は、その決議によって、代表取締役を選定する。</p> <ol style="list-style-type: none">2. 取締役会は、その決議によって、取締役社長1名を選定し、また必要に応じ、取締役副社長、専務取締役<u>および</u>常務取締役各若干名<u>を</u>選定することができる。	<p>(代表取締役および役付取締役)</p> <p>第23条 取締役会は、その決議によって、代表取締役を選定する。</p> <ol style="list-style-type: none">2. 取締役会は、その決議によって、取締役社長1名を選定し、また必要に応じ、<u>取締役会長、取締役副社長、専務取締役、</u> <u>常務取締役および取締役相談役を各若</u> <u>干名選定することができる。</u>